

## 令和8年度事業計画

### 1. はじめに

内閣府が60歳以上の男女を対象に実施した高齢社会対策総合調査（令和6年実施）によると、収入を伴う仕事をしている割合は、定期・不定期をあわせて4割を超えており、前回調査（令和元年）と比較して増加している。働く理由として、「収入」を挙げる人が5割を占める一方、「働くのは身体にいい」、「仕事を通じて仲間をつくりたい」、「老化を防ぐ」といった収入以外の回答も4割を超えており、その傾向は年齢が高いほど顕著になっている。就業内容については、「自分の経験やスキルを活かせる」、「自宅から通いやすい」、「仕事のやりがいがある」ことを重視する傾向にあり、「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答した割合は前回調査より増加する結果となった。

調査結果で明らかになった高齢者の意向は、シルバー人材センターの設置目的や意義に概ね沿うものである。高齢者が自らの経験を活かして、健康で長く働き、友人や仲間をつくって生きがいを得ていくことは、多くの高齢者にとって理想の姿であり、豊かな高齢社会を形づくるための重要な要素でもある。

本センターとしても、このような高齢社会の実現に寄与すべく様々な取り組みを行ってきた。これまで、就業機会の適切な提供をはじめ、独自事業の実施や、会員、特に女性の会員を増やすための取り組み、会員研修や講習会の充実等に注力してきた。こうしたことが功を奏し、女性会員については増加傾向にあるなど一定の成果がでている。さらに、昨年度は山口商工会議所への入会によって、会議所の会員事業者にセンターについて継続的な周知が実施できるようになり、新たな就業機会の確保につなげていけるものと考えている。

また、本年度から「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆるフリーランス新法）の施行に伴う新たな契約方法へ移行する。本センターでは昨年度からセンター利用規約の制定等をはじめ、会員や発注者に対する周知を行ってきたところであり、円滑に移行できるよう取り組むこととしている。

このような様々な取り組みにもかかわらず、全国の多くのシルバー人材センターと同様に、本センターも会員数の減少が続いており、この5年間で約1割の減少となった（令和2年度末1,244人→令和7年度末1,124人 △120人）。人手不足等によりシニア層の雇用を進める事業者が増えたことに加え、パートやアルバイト等高齢者の働き方が多様化されたことで、シルバー人材センターが就業先として選択されにくくなったことも影響しているのではないかと受け止めている。こうした状況を踏まえながらも、就業先のひとつとしてシルバー人材センターが選択されるように、就業機会の充実・確保等とともに、「働けるうちはいつまでも」が可能であるというセンターの強みを広く周知し、会員の増加につながるよう引き続き努めていく必要がある。

なお、本年度は財政事情等が影響し、維持されていた補助金額が9年ぶりに減額となった。シルバー人材センターは国と市からの補助金により運営が成り立っている。本センターも運営内容を改めて見直して事務の効率化を図るとともに、Smile to Smileの活用等デジタル化についてもより一層進めていくことが求められる。

### 2. 事業実施計画

## (1) 公益目的事業の推進

### ① 就業分野と会員の拡大

- ア 山口県シルバー人材センター連合会が実施する、一般高齢者を対象とした高齢者活躍人材確保育成事業の講習会や就業体験事業に協力し、就業分野と会員の拡大に努める。
- イ 地域の信頼に応えるために、会員一人ひとりが公益法人の一員であることを自覚し、マナーを守って責任のある行動を実践する。
- ウ 全国シルバー人材センター事業協会が策定した「新たな仲間づくり計画」に掲げられている入会促進策に取り組む。
- エ 毎月、事業説明・入会手続会を実施し、入会に向けてセンターの取り組み内容とともに求人中の仕事情報の紹介を進める。
- オ 女性会員同士のコミュニケーションを図るため、女性委員会を中心に「料理教室」とともに「女性セミナー」についても引き続き開催できるよう取り組む。
- カ お客様満足度調査を実施し、その結果を活かして本センターのサービス向上に努める。

### ② 普及啓発活動とボランティア活動

- ア 10月の全国シルバー人材センター普及啓発月間に合わせて普及啓発活動に取り組むとともに、年間を通して様々なイベントに参加するなどPR活動に努める。
- イ 山口市と連携し、「市報やまぐち」等に事業説明・入会手続会や各種講習等の募集記事の掲載を進める。
- ウ 公益目的事業を推進するために、広報紙「すこやか」を年2回発行する。
- エ 作成するチラシやリーフレットには、わかりやすく、より新しい情報の掲載に取り組む。
- オ ボランティア活動や講習会等、本センターが事業を実施する場合は必要に応じて報道機関に情報提供するなど、メディアを活用した広報に努める。
- カ 本センターのホームページに各種最新情報をわかりやすく掲載し、発信する。
- キ 各地区会による自主的な普及啓発活動とボランティア活動を奨励する。

## (2) 会員研修及び技能講習会

### ① 会員研修の実施

- ア 公益法人としてコンプライアンスを推進するため、新入会員必修研修等を実施するなど会員としての意識付けを図る。
- イ 各地区の自主性による会員の親睦を図ることを目的とする活動を奨励する。

### ② 技能講習会の実施

- 公益目的事業の推進と会員の技能の習得、スキルアップのため、会員と一般高齢者を対象とした講習会を実施する。

## (3) 安全・適正就業の推進

- ① 事故防止のため、剪定班や草刈班及び一般軽作業グループにおいて、技能講習を兼

ねた安全就業集会を実施する。

- ② 安全・適正就業委員会等による安全パトロールを年3回実施する。
- ③ 安全・適正就業基準に沿った就業を推進し、特に剪定班や草刈班においてはチェックシートによる安全点検を実施する。
- ④ 万が一事故が発生した場合は現場調査等を行い、原因究明や再発防止策を講じるとともに、事故当事者に対して安全・適正就業基準指導要綱に沿った指導を行う。
- ⑤ 適正就業ガイドラインに沿った適正就業を推進する。
- ⑥ 会員就業規約及び就業基準要綱等に沿ったローテーション就業及び分かち合い就業に努める。
- ⑦ 「安全就業便り」等を通じて、安全就業や交通安全ともに市の特定健康診査の受診、健康管理について周知を行う。

#### (4) 収支相償とガバナンス及び関係機関との連携

##### ① 収支相償とガバナンス

ア 公益法人として義務付けられている関係書類等を県知事に提出するとともに、収支相償に適合した財政運営を行う。

イ 法令及び定款に沿った運営を行い、総会や理事会についてもガバナンスを徹底する。

##### ② 関係機関との連携

ア 山口市及び山口市議会に対して、本センターの事業への支援を要請する。

イ 耐震性等に課題がある本部事務所の今後の対応について、引き続き山口市と情報交換を行う。

ウ 山口市地域包括支援センターと連携して、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（A-②）の適正な運営を確保し、適切なサービスの提供を行う。

#### (5) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の実施

特に人手不足の分野や、介護・育児等の分野で働く現役世代を支えるため、派遣事業を実施するとともに、民間事業所等からの受注拡大に努める。

#### (6) 入会相談、情報の提供

① 入会を希望する高齢者に対し、事業説明・入会手続会等を通じた入会促進に努める。

② 様々な広報媒体を通じて本センターが行う公益目的事業の周知に努めるとともに、就業等の相談に対してはセンターの事業内容や就業の状況等の情報の提供をきめ細やかに行う。

#### (7) 契約方法の見直し

① 本年度からは始める新たな契約方式への移行が円滑に進むよう、会員及び発注事業者に対して、引き続きその主旨や変更点等必要に応じて説明し、理解が得られるよう取り組む。

② 新たな契約方式への移行に際し特に消費税納税面で影響が出る発注事業者に対して

は、その影響について必要に応じて説明を行い、理解が得られるよう引き続き取り組む。

(8) デジタル化の推進及び事務の効率化

- ① スマートフォンやパソコンを持っている会員に対しては、「Smile to Smile」の活用を積極的に促し、就業やセンターに関する情報閲覧や手続きについてデジタル化を進める。
- ② 紙媒体で行っている会員とのやり取りをメール等で行うなど、会員の理解と協力を得ながら事務の効率化を進める。